

6 救急医療体制

(1) 現 状

- 救急医療は「医の原点」といわれており、救急医療資源に限りがある中で、住民の誰もが適切な救急医療を受けられるよう、地域の救急医療機関が連携し、質の高い効果的な救急医療体制を確保することが重要となっています。
- 道では、比較的軽度な救急患者に対する初期救急医療から重症の救急患者に対する二次救急医療、重篤な救急患者の救命医療を担う三次救急医療までの体系的な医療体制や救急搬送体制を整備しています。
- 道内では、救急告示医療機関は令和2年10月1日現在で276施設あり、当地域では、10施設となっています。

初期救急医療

- 当地域においては、稚内市内に休日夜間急患センターはなく、医師会が実施する在宅当番医制も確保されていないため、二次救急医療機関である市立稚内病院が、一次救急医療も含め救急医療を担っている状況にあり、対応する医師の負担も大きくなっています。
- 小児救急医療においては、稚内地区（稚内市、豊富町、猿払村、幌延町）及び利礼地区（礼文町、利尻町、利尻富士町）は市立稚内病院が、南宗谷地区（浜頓別町、中頓別町、枝幸町）では名寄市立総合病院が対応している状況にあります。

二次救急医療

- 当地域の二次救急医療は、主に市立稚内病院で対応していますが、利礼地区は、フェリーで市立稚内病院に患者が搬送されているほか、ドクターヘリや消防防災ヘリにより札幌や旭川などに搬送されています。
また、南宗谷地区は、主に名寄や旭川に患者が搬送されています。

三次救急医療

- 当地域を含む第三次医療圏（道北圏）では、24時間365日体制で心筋梗塞や脳卒中、交通事故等による多発外傷などの重篤救急患者に対応するため、救命救急センターが2施設（旭川赤十字病院、旭川医科大学病院）、地域救命救急センターが1施設（名寄市立総合病院）指定されています。
- また、旭川市を中心とした道北圏において、重篤救急患者の救命率の向上などを図るため、救急医療の専門医、看護師等が同乗し、医療機関に搬送するまでの間、救急患者に救命治療を行うことができるドクターヘリ（道北ドクターヘリ）が運航され、救命率の向上につながっています。

<救命救急センター>

概ね20床の救急専用病床を有し、心筋梗塞や脳卒中、頭部損傷等の重篤な救急患者の救命医療を24時間体制で行う高度な診療機能を有する医療機関のこと。

また、地方救命救急センターは、最寄りの救命救急センターへのアクセスに時間（概ね60分以上）を要し、救急専用病床が10床以上20床未満の医療機関のこと。

救急搬送

- 当地域での救急搬送は、救急車のほか、三次救急医療機関へは、道北ドクターヘリ等により行っています。
- また、市立稚内病院においては、常勤の循環器科医師が不在となっているため、重篤な患者については、圏域外の病院まで救急搬送されています。
- 稚内地区消防事務組合では、救急業務高度化推進協議会を開催して、市立稚内病院など関係機関と相互の連携を図っています。

【管内の状況】

| | |
|-------------------------|------|
| AED設置台数(平成28年12月末現在) | 249台 |
| ドクターヘリによる救急搬送の実績(令和2年度) | 45件 |
| 消防防災ヘリ等による出動件数(令和2年度)* | 10件 |

*保健所調べ

*道の消防防災ヘリコプターのほか、道の要請により札幌市消防局、自衛隊、海上保安庁、北海道警察が所有ヘリコプターで救急活動等に出動した件数(ドクターヘリの実績は除く)。

住民への情報提供や普及啓発

- 「北海道救急・広域災害情報システム」により、地域住民に対し救急医療に関する情報提供を行っています。
- AEDの正しい使用方法等救急の知識を住民に普及するため、消防機関と連携し、救急の日(9月9日)を中心に、住民を対象とした救急医療に関する普及啓発や救急法講習会を行っています。

<北海道救急医療・広域災害情報システム>

医療機関、消防機関、救急医療情報案内センターをコンピュータネットワークで結び、休日、夜間の救急医療対応医療機関情報の道民への提供や消防機関・医療機関における救急対応に必要な情報収集・提供等を行うシステムのこと。

(2) 課題

初期救急医療体制及び二次救急医療体制の充実

- 市立稚内病院は、二次救急医療機関として、他の医療機関からの重傷患者、重篤患者を受け入れて治療するため、医療機能の拡充が必要です。
また、常勤医が不在となっている診療科もあることから、隣接圏域の医療機関との連携体制の強化が必要です。
さらに、市立稚内病院の負担軽減のため、初期救急医療体制の検討が必要です。

三次救急医療体制の充実

- 当地域には、救命救急センターが整備されていないため、上川中部及び上川北部の救命救急センターと連携を図り、重篤救急患者に対する救命医療を確保する必要があります。

救急搬送体制の充実

- 当地域は、離島を有するなど広域な面積を有することから、メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実とともに、広域搬送体制の強化を図る必要があります。

＜メディカルコントロールに基づく病院前救護体制＞

傷病者の救命率の向上や合併症の発生率の低下等の予後の向上を目的に、救急現場から医療機関に搬送されるまでの間に、医師の指示または指導・助言等の下に救命救急士等が気管挿管等の医行為を実施すること。

住民への情報提供や普及啓発

- 救急医療に関する知識を広く地域住民に周知するため、北海道救急・広域災害情報システムの充実や、AEDの使用法を含む救急法等講習会を開催する必要があります。
- 救急医療機関や救急車の適切な利用を図るため、その利用方法等について引き続き、地域住民へ啓発する必要があります。
- 小児救急医療に関し、地域住民が適切な受診を心がけるようにするため、小児救急電話相談事業（#8000）を周知する必要があります。
- 高齢化が一層進むことから、救急医療機関の機能と役割を明確にし、入院、退院あるいは転院時におけるかかりつけ医等の医療機関や介護保険施設などとの連携が必要です。

(3) 必要な医療機能

初期から三次に至る救急医療体制の充実

- 重症度・緊急度に応じた医療が提供されるよう、初期から三次救急医療に至る体系的な医療提供体制の充実や連携体制の確保を図るとともに、救急医療機関の負担軽減や病床確保を図るため、急性期を脱した患者を地域で受け入れられるよう、かかりつけ医等の医療機関や介護保険施設等の機能に応じた連携体制を構築することが必要です。

病院前救護及び救急搬送体制の充実

- AEDの使用法を含む救急法等の一般住民への普及及び地域の広域性を考慮し、ヘリコプター等による搬送も活用した、より迅速な救急搬送体制の整備を図ることが必要です。

(4) 数値目標等

| 指標区分 | 指標名(単位) | 計画策定時 | 現状値 | 目標値(R5) | 目標数値の考え方 | 現状値の出典(年次) |
|-------|--------------------------|-------|-----|--------------------------------|----------|----------------------|
| 体制整備 | 在宅当番医制等初期救急医療の確保市町村割合(%) | 100 | 100 | 100.0 | 現状維持 | 北海道保健福祉部調査(令和2年2月現在) |
| | 病院群輪番制の実施医療機関数 | 1 | 1 | 救急告示医療機関と連携し、二次救急医療体制の確保に努めます。 | | |
| 実施件数等 | 救急法等講習会の実施市町村数 | 10 | 10 | 10 | 現状維持 | 北海道保健福祉部調査(令和2年2月現在) |

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

初期救急医療体制及び二次救急医療体制の充実

- 当地域の中心的な救急医療機関である市立稚内病院に、救急医療に必要な医療機能の拡充のための支援を行います。

また、他の救急告示医療機関においても、機器の充実及び関係機関の協力による医師派遣などにより、救急医療業務に従事する医師への支援を強化します。

- 市立稚内病院の負担を軽減するため、医師会や関係機関と初期救急医療のあり方等について検討します。
- 現在、各救急病院・診療所で行われている救急医療体制の維持に努め、連携区域における二次救急医療体制の維持・強化を図ります。
- テレビ会議システム等により、連携区域外医療機関との遠隔診断を実施し、迅速かつ適切な救急医療体制を構築します。

三次救急医療体制の充実

- 三次救急医療体制の維持・強化を図るため、道北ドクターヘリの関係会議などを通じて関係機関との連携や情報共有等を図ります。

救急搬送体制の充実

- ドクターヘリや消防防災ヘリコプター等の航空機、高規格救急自動車等の活用による迅速な救急搬送体制を促進します。
- メディカルコントロールに基づく病院前救護体制の充実を図ります。
- 重傷患者に対する救急医療が確保されるよう救急隊、救急救命士と救急患者受入機関の連携、救急救命医の確保・養成に努めます。
- 稚内地区消防事務組合救急業務高度化推進協議会との連携を強化します。

住民への情報提供や普及啓発

- 「北海道救急医療・広域災害情報システム」を周知し、救急医療に関する必要な情報提供等を行います。
- 救急医療週間などの機会を活用し、AEDの整備促進について啓発を行います。
また、救急法等講習会の開催などにより、地域住民に対し、救急医療機関等への適正受診や救急車の適切な利用に関する知識の普及啓発を行うとともに、保健所をはじめとした、消防機関、市町村、医師会等の関係機関との連携体制の強化を図ります。

(6) 医療機関等の具体的名称

○救急告示医療機関

(令和3年4月1日現在)

| | 医療機関名 | 所在地 |
|----|------------------|------|
| 1 | 市立稚内病院 | 稚内市 |
| 2 | 社会医療法人禎心会稚内禎心会病院 | |
| 3 | 猿払村国民健康保険病院 | 猿払村 |
| 4 | 豊富町国民健康保険診療所 | 豊富町 |
| 5 | 浜頓別町国民健康保険病院 | 浜頓別町 |
| 6 | 中頓別町国民健康保険病院 | 中頓別町 |
| 7 | 枝幸町国民健康保険病院 | 枝幸町 |
| 8 | 幌延町国民健康保険診療所 | 幌延町 |
| 9 | 利尻島国保中央病院 | 利尻町 |
| 10 | 礼文町国民健康保険船泊診療所 | 礼文町 |

(7) 歯科医療機関の役割

- 夜間や休日等に、発症した患者に対応するため、歯科医師会が実施する歯科診療

所の輪番制により、休日救急歯科医療の確保に努めます。

- 口腔顎顔面外傷に対する歯科診療所と病院歯科等の高次歯科医療機関との病診連携や医科歯科連携の充実に努めます。

(8) 薬局の役割

休日・夜間の処方せん受入体制については、薬局による輪番制や当番医療機関の近隣薬局での対応が行われています。今後とも、休日・夜間の診療体制など、地域の実情に合わせ、薬局が相互に連携し、休日・夜間における調剤応需のほか、市販薬を含めた医薬品等の供給体制の充実に努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

- 救命救急医療機関等から退院する患者に対して、救急医療機関及び主治医との連携の下、治療の継続を支援します。
- 在宅療養者の急変時に適切に対応できるよう、緊急時の連絡体制等について、本人・家族、主治医、救急隊員等との情報共有、連携に努めます。